

関市脱炭素関連補助金

LED 照明器具買換補助

最大

1万円

申請受付 3月末日まで

※申請総額が予算上限に達した段階で、受付を終了する場合があります。

LEDに買換で 明るく 節電

住宅の既存の照明器具を節電効果の大きい
LED 照明器具に買い換えませんか？

※蛍光灯のみ交換する場合は対象外です。

LED で 脱炭素



※この画像はAIで作成しています。

お問合せ：関市 市民環境部 環境課 0575-23-7702

手続きは裏面をご覧ください。

補助対象事業

市内に所在する店舗で住宅の屋内に設置されている既存の照明器具（LEDを除く。）を新品のLED照明器具へ買い換える事業であって省エネルギーの促進に資するものとする。※補助対象経費の合計額が10,000円以上のものに限り、蛍光灯のみ交換するものを除く。

補助対象者

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ・関市の住民基本台帳に記録されている者であること
- ・補助事業を実施する住宅が自己の所有するものでない場合であって補助事業の実施に際し住宅の工事が必要なときにおいては、その所有者から補助事業の実施の同意が得られていること
- ・同一の世帯に属する世帯員に補助金の交付を受けたことがある者がいないこと
- ・同一の世帯に属する世帯員の全てが市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していないこと
- ・同一の補助対象経費について国、県その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと

補助対象経費

LED照明器具の購入費及び設置費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としないものとする。

- ・配送料
- ・保証料
- ・その他市長が適当でないと認める経費

※配送料、保証料、予備又は将来用のものに要する経費は除く

※補助対象経費が10,000円に満たない場合は補助対象となりません



補助額

最大1万円

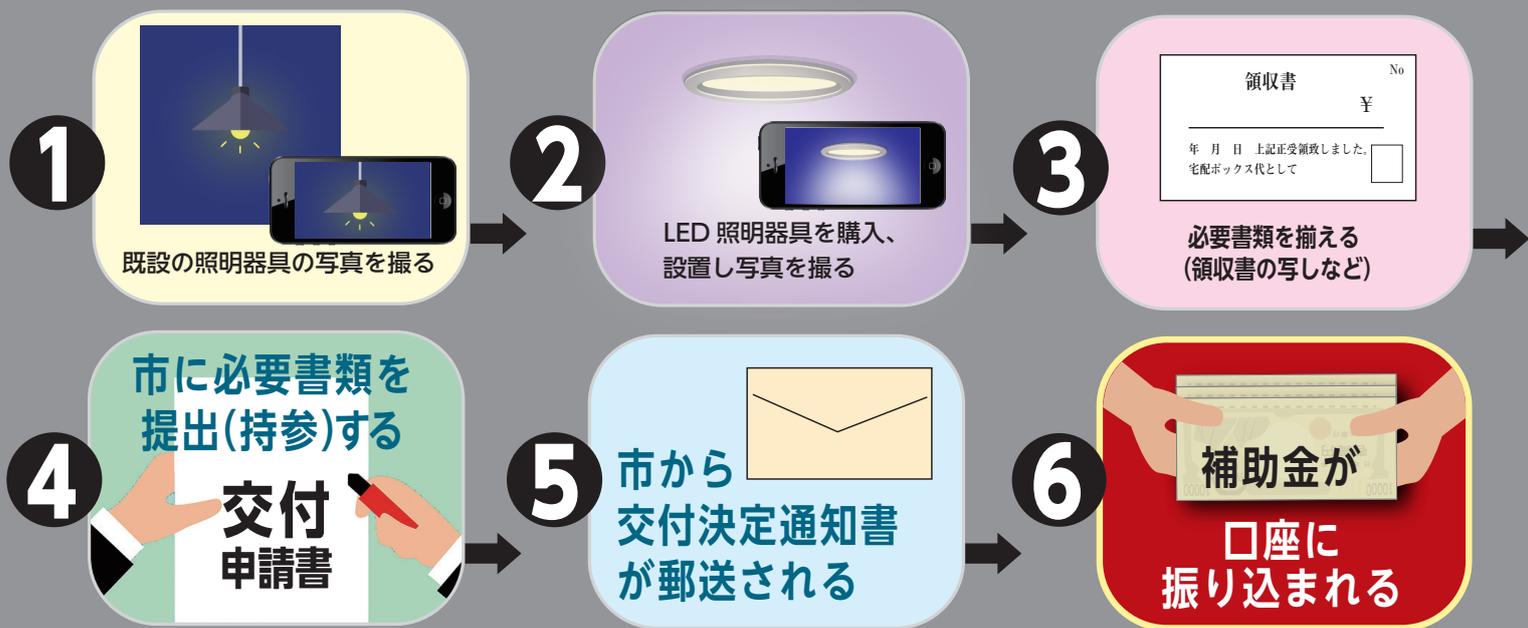
※補助対象経費の2分の1以内の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

※1世帯につき1回を限度とする

申請期限

補助事業が完了した日から30日を経過する日又は当該完了の日が属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

補助金の手続きの流れ



必要な書類等は
市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.seki.lg.jp/0000021750.html>

お問合せ先

関市(市民環境部環境課)

TEL: 0575-23-7702